

令和2年第1回宇治田原町議会臨時会

目次

○第1日（令和2年5月14日）

議事日程（第1号）	1
日程第1 会議録署名議員の指名について	4
日程第2 会期の決定	4
日程第3 諸報告	4
日程第4 報告第1号 令和元年度宇治田原町一般会計繰越明許費繰越計算書について	6
日程第5 報告第2号 令和元年度宇治田原町水道事業会計予算繰越計算書について	6
日程第6 報告第3号 令和元年度宇治田原町下水道事業会計予算繰越計算書について	6
日程第7 報告第4号 宇治田原町保健センター・地域子育て支援センター棟建設工事（建築工事）請負契約の一部変更に係る専決処分について	6
日程第8 報告第5号 令和元年度城南土地開発公社（第2回）補正事業計画に関する報告書について	6
日程第9 報告第6号 令和2年度城南土地開発公社事業計画に関する報告書について	6
日程第10 議案第33号 宇治田原町税条例の一部を改正する条例制定の専決処分について	8
日程第11 議案第34号 宇治田原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の専決処分について	8
日程第12 議案第35号 宇治田原町介護保険条例の一部を改正する条例制定の専決処分について	8
日程第13 議案第30号 令和2年度宇治田原町一般会計補正予算（第1号）	11
日程第14 議案第31号 令和2年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）	11
日程第15 議案第32号 宇治田原町国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定するについて	11

日程第16	意見書第1号	新型コロナウイルス感染症に係る緊急経済対策を求 める意見書（案）について……………	15
日程第17	閉会中の継続調査の申し出について……………		17

令和2年第1回宇治田原町議会臨時会

議事日程(第1号)

令和2年5月14日

午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 報告第1号 令和元年度宇治田原町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第5 報告第2号 令和元年度宇治田原町水道事業会計予算繰越計算書について
- 日程第6 報告第3号 令和元年度宇治田原町下水道事業会計予算繰越計算書について
- 日程第7 報告第4号 宇治田原町保健センター・地域子育て支援センター棟建設工事(建築工事)請負契約の一部変更に係る専決処分について
- 日程第8 報告第5号 令和元年度城南土地開発公社(第2回)補正事業計画に関する報告書について
- 日程第9 報告第6号 令和2年度城南土地開発公社事業計画に関する報告書について
- 日程第10 議案第33号 宇治田原町税条例の一部を改正する条例制定の専決処分について
- 日程第11 議案第34号 宇治田原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の専決処分について
- 日程第12 議案第35号 宇治田原町介護保険条例の一部を改正する条例制定の専決処分について
- 日程第13 議案第30号 令和2年度宇治田原町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第14 議案第31号 令和2年度宇治田原町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)
- 日程第15 議案第32号 宇治田原町国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定するについて

日程第16 意見書第1号 新型コロナウイルス感染症に係る緊急経済対策を求める意見書(案)について

日程第17 閉会中の継続調査の申し出について

1. 出席議員

議長	12番	谷口 整	議員
副議長	1番	山内 実貴子	議員
	2番	山本 精	議員
	3番	今西 久美子	議員
	4番	垣内 秋弘	議員
	5番	田中 修	議員
	6番	原田 周一	議員
	7番	馬場 哉	議員
	8番	松本 健治	議員
	9番	谷口 重和	議員
	10番	浅田 晃弘	議員
	11番	藤本 英樹	議員

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

町 長	西谷 信夫 君
副町 長	山下 康之 君
教 育 長	奥村 博巳 君
都市整備政策監	星野 欽也 君
総務部長	奥谷 明 君
健康福祉部長	黒川 剛 君
建設事業部長	光嶋 隆 君
教 育 部 長	野田 泰生 君
企画財政課長	矢野 里志 君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事	務	局	長	村	山	和	弘	君
庶	務	係	長	太	田	智	子	君

開 会 午前10時00分

○議長（谷口 整） 皆さん、改めましておはようございます。

会議を始めます前にご報告を申し上げます。

本臨時会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応といたしまして、議会運営委員会での決定を受け、議場の換気を行うとともに、議員間、職員間にはできる限りの間隔の確保などに努めております。また、説明員の出席は必要最小限にとどめておりますことをご報告申し上げます。

それでは、ただいまの出席議員は12名であり、定足数に達しておりますので、ただいまから、令和2年第1回宇治田原町議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（谷口 整） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、2番、山本精議員、9番、谷口重和議員を指名いたします。

以上の2名に差し支えのある場合には、次の順序の議員にお願いをいたします。

◎会期の決定

○議長（谷口 整） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 異議なしと認めます。よって会期は本日1日と決定いたしました。

◎諸報告

○議長（谷口 整） 日程第3、諸報告を行います。

監査委員より、地方自治法第198条の4の規定に基づき送付をされました宇治田原町監査基準をお手元に配付しております。

各議員におかれましては、十分にご高覧いただきますようよろしくお願い申し上げます。

これにて諸報告を終わります。

ここで、町長より発言を求めていますので、これを許します。西谷町長。

○町長（西谷信夫） 皆さん、おはようございます。

臨時会開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、令和2年第1回宇治田原町議会臨時会を招集させていただきましたところ、議員の皆様方には、急な招集にもかかわらず、ご参集いただき、ここに開催できますことを厚くお礼を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、ご健勝にてご活躍のこととお喜びを申し上げますとともに、平素から町政の推進にご理解とご支援を賜っておりますことに厚くお礼を申し上げます。本町では、田植えも終わり、基幹産業でありますお茶の生産の最盛期を迎え、宇治田原ならではの高品質のお茶ができていると聞き及んでいるところでございます。

一方、新型コロナウイルス感染症につきましては、全国的な拡大の一途をたどり、東京都や大阪府など7都府県に緊急事態宣言が発せられた後、全国に対象が広げられ、5月4日にはさらに期間が延長されたところでございます。この新型コロナウイルス感染症でお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、感染症に罹患された方々の一日も早い回復を願うところでございます。また、日夜最前線で感染症に対応されている医師、看護師をはじめとした医療従事者の皆様には、感謝の念に堪えないところでございます。

現在、京都府下では、人との接触機会をできる限り抑制するため、日常の社会生活を維持する上で不可欠な施設を除き、遊興施設や運動施設、商業施設など一部の施設に対して休業要請がされているところでございます。

本町といたしましても、住民の皆様のご不要不急の外出のさらなる自粛、小学校、中学校の引き続きの臨時休校、そして公共施設については、屋内、屋外とも臨時休館のお願いをさせていただいているところでございます。

このような休業要請や外出自粛などに伴う経済の停滞により、町内の事業者の皆様の経済活動にも深刻な影響が及んできているところでございます。

本町におきましては、国や京都府と連携を図り、町内事業者の皆様や住民の皆様の暮らしを守るため、緊急支援を行うための補正予算（案）をまとめましたので、このたび臨時会の開催をお願いしたものでございます。

本日の臨時会にご提案させていただきます議案は、一般会計補正予算（第1号）をはじめ、予算関係2件、条例関係4件、報告6件、合わせまして6議案、6報告でございます。

それぞれの議案内容につきましては、後ほど提案説明をさせていただきますが、どうかよろしくご審議をいただきまして、ご可決、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

後になりましたが、4月1日に定期人事異動を行いましたので、対象となります職員につきまして、議長のお許しを得て副町長からご紹介させていただきたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（谷口 整） 山下副町長。

○副町長（山下康之） 皆さん、おはようございます。

今日は、大変ご苦労さまでございます。

それでは、議長のお許しをいただきまして、私のほうから、本年4月1日付で行いました人事異動者の紹介をさせていただきます。

まず、本年3月末で京都府を退職され、本年4月1日から本町職員としてお世話になっております都市整備政策監の星野欽也でございます。

○都市整備政策監（星野欽也） 星野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○副町長（山下康之） 続きまして、異動者の紹介をさせていただきます。健康福祉部長の黒川剛でございます。

○健康福祉部長（黒川 剛） 黒川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○副町長（山下康之） 建設事業部長の光嶋隆でございます。

○建設事業部長（光嶋 隆） 光嶋でございます。よろしくお願いいたします。

○副町長（山下康之） 教育部長の野田泰生でございます。

○教育部長（野田泰生） 野田でございます。よろしくお願いいたします。

○副町長（山下康之） 以上でございます。大変お世話になりますけれども、どうぞよろしくよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

◎報告第1号～報告第6号の一括上程、説明

○議長（谷口 整） 次に、日程第4から日程第9は、いずれも報告でございます。

会議規則第37条により一括して報告を求めます。西谷町長。

○町長（西谷信夫） それでは、報告第1号から報告第6号につきましてご説明申し上げます。

報告第1号、令和元年度宇治田原町一般会計繰越明許費繰越計算書につきましては、

令和元年度宇治田原町一般会計補正予算第4号で繰越明許費の設定を行いました新庁舎建設事業費、産地生産基盤パワーアップ事業費、新市街地連絡道路整備事業費、また情報通信ネットワーク環境施設整備事業費などに係る繰越明許費繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

報告第2号、令和元年度宇治田原町水道事業会計予算繰越計算書につきましては、配水管移設等事業などの事業費を翌年度に繰り越す必要が生じたことから、水道事業会計予算繰越計算書を調製いたしましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものでございます。

続きまして、報告第3号、令和元年度宇治田原町下水道事業会計予算繰越計算書につきましては、公共下水道管渠整備事業費などの事業費を翌年度に繰り越す必要が生じたことから、下水道事業会計予算繰越計算書を調製いたしましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものでございます。

続きまして、報告第4号、宇治田原町保健センター・地域子育て支援センター棟建設工事（建築工事）請負契約の一部変更に係る専決処分につきましては、令和元年9月議会定例会でご可決いただきました株式会社ナカタとの宇治田原町保健センター・地域子育て支援センター棟建設工事（建築工事）請負契約につきまして、契約金額の変更が生じてまいりましたことから、地方自治法第180条第1項に基づく議会の指定事項として専決処分をさせていただいたものでございます。

変更内容といたしましては、建具の追加、防水機能を高めるための外壁仕上げの変更などであり、契約金額1億3,145万円に77万8,800円増加し、1億3,222万8,800円に変更させていただきましたので、同条第2項の規定によりご報告するものでございます。

続きまして、報告第5号、令和元年度城南土地開発公社（第2回）補正事業計画に関する報告につきましては、地方自治法第221条第3項の法人について、法第243条の3第2項の規定により、毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する資料を作成し、次の議会に提出しなければならないことからご報告させていただくものでございます。

この補正事業計画につきましては、去る3月24日に開催されました城南土地開発公社の理事会において可決されたものでございまして、令和元年度城南土地開発公社（第2回）補正事業計画における本町の公有地取得事業についてはございません。

続きまして、報告第6号、令和2年度城南土地開発公社事業計画に関する報告書につきましても、報告第5号と同じく地方自治法第221条第3項の法人について、法第243条の3第2項の規定により、毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する資料を作成し、次の議会に提出しなければならないことからご報告させていただくものがございます。

この事業計画につきましても、去る3月24日に開催されました城南土地開発公社の理事会において可決されたものでございまして、令和2年度城南土地開発公社事業計画における本町の公有地取得事業等についてはございません。

以上でございます。

○議長（谷口 整） これにて報告を終わります。

◎議案第33号～議案第35号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷口 整） 会議規則第37条により、日程第10から日程第12、議案第33号から議案第35号までの3議案を一括議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。西谷町長。

○町長（西谷信夫） それでは、議案第33号から議案第35号につきましてご説明申し上げます。

議案第33号、宇治田原町税条例の一部を改正する条例制定の専決処分につきましては、地方税法等の一部を改正する法律等が令和2年3月31日に公布され、原則として同年4月1日から施行されたことに伴い、本条例について所要の改正を行ったものがございます。

主な改正内容は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税特例の適用期限の延長等でございます。

続きまして、議案第34号、宇治田原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につきましては、地方税法等の一部を改正する法律等が令和2年3月31日に公布され、原則として同年4月1日から施行されたことに伴い、本条例について所要の改正を行ったものがございます。

主な改正内容は、国民健康保険税における基礎課税額において、被保険者の負担能力に応じた負担を求めるため、賦課限度額について、医療分課税額を61万円から63万円に、介護分課税額を16万円から17万円に引き上げる一方、低所得者層に対しては、負担軽減を図るため、軽減額算定所得の算定方法を変更し、2割及び5割軽減適用対象

者の拡充を図るものでございます。

続きまして、議案第35号、宇治田原町介護保険条例の一部を改正する条例制定の専決処分につきましては、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が令和2年3月30日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、本条例について所要の改正を行ったものでございます。

主な改正内容は、平成27年4月から設けている消費税による公費を投入して低所得者の保険料の軽減強化を行う仕組みを令和元年10月以降の消費税率10%への引上げに伴い、保険料軽減を完全実施するものでございます。

以上、3議案について、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分をさせていただきましたので、ここにご報告し、ご承認を求めるものでございます。

よろしくご審議を賜り、ご承認いただきますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（谷口 整） これより日程第10、議案第33号、宇治田原町税条例の一部を改正する条例制定の専決処分について質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 特にないようでございますので、本案に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 討論なしと認めます。

これより本案の採決をいたしたいと思えます。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 異議なしと認めます。

挙手により採決をいたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（谷口 整） 挙手全員。よって本案は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

次に、日程第11、議案第34号、宇治田原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の専決処分について質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 質疑なしと認めます。本案に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。今西久美子議員。

○3番（今西久美子） ただいま議題となっております議案第34号、宇治田原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の専決処分につきまして、反対の立場から討論を行います。

今回の改定により保険税の軽減対象世帯が拡充をされることについては了といたしますが、医療分2万円、介護分1万円の賦課限度額引上げについては反対です。国保加入者に自営業の世帯も多いことから、特に今回に至っては新型コロナウイルスにより収入に大きく影響を受けているであろうことをおもんばかるならば、限度額の引上げは見送るべきであったと考えます。

いずれにしましても、賦課限度額の引上げでは高過ぎる国保税の構造的な問題は解決されません。国費の大幅な投入を求めまして反対討論といたします。

○議長（谷口 整） ほかに討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） これにて討論を終わります。

これより本案の採決をいたしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 異議なしと認めます。

挙手により採決をいたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（谷口 整） 挙手多数。よって本案は原案どおり承認することに決定をいたしました。

次に、日程第12、議案第35号、宇治田原町介護保険条例の一部を改正する条例制定の専決処分について質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） ないようですので、本案に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） なしと認めます。これにて討論を終わります。

これより本案の採決をいたしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口 整) 異議なしと認めます。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(谷口 整) 挙手全員。よって本案は原案どおり承認することに決定をいたしました。

◎議案第30号～議案第32号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(谷口 整) 会議規則第37条により、日程第13から日程第15まで、議案第30号から議案第32号までの3議案を一括議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。西谷町長。

○町長(西谷信夫) それでは、議案第30号から議案第32号につきましてご説明申し上げます。

議案第30号、令和2年度宇治田原町一般会計補正予算(第1号)につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、厳しい経済状況にある住民や事業者の皆さんに対する経済的支援並びに事業者が行う感染症防止対策の取り組みを支援するため、必要な事業を中心に補正するものであり、補正額は9億8,591万5,000円の追加となり、補正後の予算総額は67億9,891万5,000円とするものでございます。

まず、「第1表 歳入歳出予算補正」の歳入につきましてご説明申し上げます。

国庫支出金では、特別定額給付金給付事業費補助金9億3,000万円、特別定額給付金給付事務費補助金1,800万円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金2,519万5,000円、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金1,120万円、子育て世帯への臨時特別給付金給付事務費補助金83万6,000円など、合計で9億8,591万5,000円を追加しております。

次に、歳出につきましてご説明申し上げます。

総務費では、4月27日を基準日として本町の住民基本台帳に記載されている方全てに1人につき10万円を支給する特別定額給付金事業費9億4,800万円を追加しております。本町では、4月27日現在、9,213人、3,793世帯の給付対象者となっており、世帯主の方から世帯分を郵送もしくはオンラインにより申請いただき、口座に振り込みをさせていただくものでございます。実施のスケジュールといたしまして

は、オンライン申請につきましては、既に5月8日から受付を開始しており、5月13日現在で46件のオンライン申請をいただいているところでございます。

郵送分につきましては、5月18日に申請書を世帯主様宛てに送付させていただきますが、世帯情報は事前に印字するなどし、簡素化を図ることとしております。添付書類として必要な本人確認書類や通帳のコピー等が必要となりますが、高齢者等への対応につきましては、プライバシーに配慮しつつ、関係部署と連携し、スムーズに申請ができるよう進めていきたいと考えております。返送のあったものから、5月28日頃より順次振り込みをさせていただきたいと考えているところでございます。

なお、郵送にあつては、新型コロナウイルス関係の各種周知チラシを同封させていただき、分かりやすい情報発信に努めてまいりたいと考えております。

民生費では、子育て世帯の生活を支援するため、児童手当受給世帯に児童1人当たり1万円を支給する子育て世帯への臨時特別給付金事業費1,203万6,000円や保育所運営費30万2,000円を追加しております。子育て世帯への臨時特別給付金事業費では、令和2年4月分の児童手当の受給者に対して、3月まで中学生であった児童を含む、令和2年3月31日までに生まれた児童に対して1人当たり1万円を支給するものでございます。実施のスケジュールといたしましては、給付対象者への案内等を送付し、支給を希望されない方のみ申出書を返送していただき、6月期分の児童手当の支給日である6月10日に振り込みをさせていただく予定としております。

商工費では、新型コロナウイルス対策に向けた取り組みを行う中小企業や個人事業主に対して、その対策の経費の一部を補助する宇治田原まちの元気な企業応援事業費400万円、京都府緊急事態措置に基づく休業要請等に協力した中小企業、個人事業主に対して、府と同額の支援金を交付する休業要請対象事業者支援事業費560万円、また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業や個人事業主のうち、府の休業要請の対象とならない方及び農業者を対象に町独自に給付金を支給する、がんばるまちの事業者・農業者支援事業費1,485万円を追加しております。

休業要請対象事業者支援事業費では、京都府と同額の中小企業に対し20万円、個人事業主に対し10万円を支給することとし、スケジュールといたしましては、申請期間を京都府と合わせ、5月7日から6月15日までとしており、対象者の事務手続の簡素化を図るため、京都府から情報提供を受け、その情報を基に対象者へ振り込みをさせていただきたいと考えているところでございます。

がんばるまちの事業者・農業者支援事業費では、新型コロナウイルス感染拡大により、

多大な影響が及んでいる中小企業や個人事業主、地域農業者に対して、事業活動を応援するため、給付金の支給を行うものでございます。この給付金につきましては、京都府の休業要請対象事業者支援給付金の対象とならなかった町内に事業所を置いている卸売業、小売業、飲食業者、認定農業法人や認定農業者及び前年に農業収入があった方に対して支援を行うもので、給付金額としては、中小企業・認定農業法人等が10万円、個人事業主・認定農業者等が5万円、それ以外で農業収入のある方に対して1万円としております。スケジュールといたしましては、5月下旬から申請受付を行いたいと考えているところでございます。

宇治田原まちの元気な企業応援事業費では、現在実施しております本事業において、今回新たに新型コロナウイルス対策に向けた取り組みについても、支援の拡充を行うものでございます。支援の内容としましては、新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業として、例えばテレワーク導入に係る費用や新たに配達業務開始に伴う費用等に対し2分の1以内で、20万円を上限として補助を行うものでございます。

教育費では、小中学校費で児童・生徒・教職員等保健事業費74万5,000円、放課後児童健全育成事業費38万2,000円を追加しております。

続きまして、議案第31号、令和2年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）につきましては、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給に要する所要額を補正するもので、補正額30万円を追加し、補正後の予算総額を10億8,761万7,000円とするものでございます。

歳入では府支出金30万円を追加し、歳出では保険給付費30万円を追加しております。

続きまして、議案第32号、宇治田原町国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定するにつきましては、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給に関する特例を定める必要があるため、本条例について所要の改正を行うものでございます。

以上、よろしくご審議を賜りまして、ご可決いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（谷口 整） 提案理由の説明が終わりましたので、これより日程第13、議案第30号、令和2年度宇治田原町一般会計補正予算（第1号）について質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） ないようですので、本案に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口 整) ないようですので、これにて討論を終わります。

これより本案の採決をいたしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口 整) 異議なしと認めます。

挙手により採決をいたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(谷口 整) 挙手全員。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第14、議案第31号、令和2年度宇治田原町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)について質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口 整) ないようですので、本案に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口 整) ないようですので、これにて討論を終わります。

これより本案の採決をいたしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口 整) 異議なしと認めます。

挙手により採決をいたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(谷口 整) 挙手全員。よって本案は原案のとおり可決をされました。

次に、日程第15、議案第32号、宇治田原町国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定するについて質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口 整) ないようですので、本案に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口 整) ないようですので、これにて討論を終わります。

これより本案の採決をいたしたいと思えます。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口 整) 異議なしと認めます。

挙手により採決をいたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(谷口 整) 挙手全員。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(谷口 整) 次に、日程第16、意見書第1号、新型コロナウイルス感染症に係る緊急経済対策を求める意見書(案)についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。田中修議員。

○5番(田中 修) 新型コロナウイルス感染症に係る緊急経済対策を求める意見書(案)につきまして提案説明を申し上げます。

国は、新型コロナウイルスの収束が見通せない中、全国に「緊急事態宣言」を5月末まで延長されました。この新型コロナウイルスについては、日毎に状況が変化しており、今朝の報道では、北海道、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府、兵庫県、そして京都府の8都道府県を除く39県の緊急事態宣言を本日に解除する方針とありますが、日常生活に戻ることの困難さと、持久戦への覚悟を国民に求められているところであります。「特定警戒都道府県」におきましては、これまで通りの行動制限が求められ、国民の生命及び健康を守るために、一日でも早くこの状況を収束させることが、最重要課題であると考えております。

国民経済に及ぼす影響を最小限に抑えることは、言うまでもありませんが、様々な社会経済活動の制約により、経済が大きな痛手を被り、個人事業主や中小零細企業にとりましては、明日をも知れぬ状況となっております。

この未曾有の危機から脱するためには、従前のやり方や発想では到底太刀打ちすることができず、大胆かつ迅速な緊急経済対策を行わなければ、被害を最小限に食い止めることができません。

さらなる緊急経済対策として、令和2年度第2次補正予算を直ちに編成することに加え、経済を失速から成長路線へ転換するためにも、次の事項を速やかに実施していただけるよう要望いたします。

1、消費税は一定の期間を定めて停止すること。なお、消費税停止のタイミングは可及的速やかに行うことを基本に、遅くとも7月中の施行を目指し、各種調整を速やかに行うこと。

2、緊急事態宣言延長により疲弊した国民生活、企業活動、個人事業等の支援については、さらなる補正予算を編成すること。また、財源は躊躇なく国債を発行してそれに充てること。

3、国土強靱化、教育・科学技術投資、サプライチェーンの再構築、特定国依存型のインバウンドの見直しなど、内需主導型の経済成長を促す政策を検討すること。

4、国として各種要請をした以上、その分の補償は全て国が責任を持ち行なって然るべきである。特に被雇用者対しては十分な休業補償を行うことは当然であり、事業者、特に中小企業及び小規模事業者（個人事業主を含む）に対しましては、失われた粗利を100%補償する施策を講じること。

5、事業者が新型コロナウイルス感染症の影響で被った損失を回復させて、従前の営業を維持できるようにするため、このたび新設された「持続化給付金」の給付要件の緩和、並びに給付額の増額、また複数回の給付を行い、固定費を含む事業全般を支援すること。なお、これは全国・全業種の事業者を対象とするとともに、新規開業者に対しても特段の配慮を行うこと。

以上、この意見書へ議員諸侯のご賛同をお願いいたしまして、提案理由の説明といたします。終わります。

○議長（谷口 整） 提案理由の説明が終わりましたので、意見書第1号に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） ないようですので、本案に対する質疑を終了します。

本案に対する討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 討論なしと認めます。

これより本案の採決をいたしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 異議なしと認めます。

挙手により採決をいたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(谷口 整) 挙手全員。よって本案は原案どおり可決をされました。

本意見書につきましては、議長名をもちまして関係機関に提出することといたします。

◎閉会中の継続調査の申し出について

○議長(谷口 整) 日程第17、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

各委員長より、会議規則第75条の規定により、お手元に配付をいたしました申し出書のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

本件は、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口 整) 異議なしと認めます。よって本案は各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定をいたしました。

お諮りをいたします。以上で、本臨時会に付議されました事件は、全て終了いたしました。よって本日で閉会をいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口 整) 異議なしと認めます。これをもちまして令和2年第1回臨時会を閉会いたします。

閉 会 午前10時44分

○議長(谷口 整) ここで町長より発言を求められておりますので、これを許します。西谷町長。

○町長(西谷信夫) それでは、臨時会閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、上程させていただきました一般会計補正予算(第1号)をはじめとする全ての案件につきまして、原案どおりご可決、ご承認をいただきまして、まことにありがとうございました。

今後も、新型コロナウイルス感染症の一日も早い収束に向け、住民と最も近い行政組織として、住民の皆様の生命と健康、安心安全を守ることを第一に、感染拡大の防止を図るとともに、町内経済や住民生活への影響を最小限にとどめるよう、国や京都府と連携の上、しっかりと取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましても引き続きご支援賜りますようお願いを申し上げます。

さて、梅雨入りの時期が近づいてまいりますと、6月定例会の開催をお願いする時期を迎えることとなります。議員各位には、何かとご多忙の折ではございますが、ご出席を賜りますようお願いを申し上げます。

春から夏への季節の変わり目、気候の差が大きな時節柄、また新型コロナウイルスへの警戒が続く中ではございますが、ご自愛いただき、ふるさと宇治田原のまちづくりのために一層のご活躍を賜りますことをお願い申し上げまして、閉会に当たりましてのお礼のご挨拶とさせていただきます。

本日は大変ありがとうございました。ご苦労さまでした。

○議長（谷口 整） それでは、私からも一言ご挨拶を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策補正予算を中心といたしましたこの臨時会を無事閉会することができ、議員各位並びに町当局のご協力に感謝を申し上げます。

本日午後にも、全国39県では緊急事態宣言の解除を予定されておりますけれども、本町から新型コロナウイルス感染症を出さないためにも、皆様には引き続き気を緩めることなく、予防、警戒に万全を尽くしていただきたいと思います。また、町当局の皆様には、特別定額給付金をはじめ、がんばるまちの事業者・農業者支援金などの可及的速やかなる支給とともに、疲弊をしてきました住民生活や地域経済をしっかりと守ることを念頭に全力傾注していただくことを切に希求し、閉会の挨拶とさせていただきます。

ご苦労さまでした。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 谷 口 整

署 名 議 員 山 本 精

署 名 議 員 谷 口 重 和